

「職長等安全衛生教育」実施のご案内

事業者は、労働安全衛生法第60条に基づき、事業場の業種が下表に該当するとき、新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長、班長、組長等第一線監督者）に対し安全又は衛生のための教育（「職長等教育」）を行わなければなりません。

1. 建設業

2. 製造業（ただし、次に掲げるものを除く。）

(イ) 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）

(ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）

(ハ) 衣服その他の繊維製品製造業

(ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

(ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業

(労働安全衛生法施行令第19条)

下記日程で「職長等安全衛生教育」を実施しますので、是非この機会に職長等に受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成30年1月18日（木）～19日（金）（2日間）

第1日目 午前8時55分～午後4時10分

第2日目 午前9時00分～午後4時10分

※受付開始は、両日とも午前8時30分から

2. 場所 京都府中小企業会館 京都市右京区西院東中水町17番地（西大路五条下ル東側）

3. 受講対象 職長等として職務に従事している方、今後従事される方等

4. 定員 60名（定員になり次第締め切ります）

5. 受講料 会員12,960円（消費税込） 非会員16,200円（消費税込）

※ 受講申込後は、返還いたしかねますのでご了承願います

6. テキスト 864円（消費税込）

7. 申込先・方法 公益社団法人 京都労働基準協会 京都南支部

〒612-8043 京都市伏見区本材木町668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室

TEL (075) 611-8286 FAX (075) 611-8400

別紙申込書に所要事項を記入し、受講料・テキスト代を添えて申し込んで下さい。

8. 修了証 全科目受講された受講者には、修了証が交付されます。

9. その他 下記の書籍が必要な方はお電話下さい

①安全衛生関係法令集（2冊で3,802円・税込）

②安全衛生法令早見表 ～一目でわかる規制一覧～（2,160円・税込）

職長等安全衛生教育講習申込書

実施日：平成 30 年 1 月 18・19 日

京都労働基準協会 会員 会員外 (いずれかに☑してください)

★修了証交付につき正確に記入して下さい

※ 受講番号	ふりがな 氏名	生年月日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日

(※欄は記入しないで下さい)

上記の者、職長等安全衛生教育講習の受講を申込みます。

平成 年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 京都南支部長 殿
TEL (075) 611-8286 FAX (075) 611-8400

事業場所在地 _____

事業場名 _____

TEL - -

FAX - -

担当者氏名 _____

★個人情報の取扱いについてご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、申し込みいただいた講習の実施のために使用いたします。